

[平成28年第 1 回定例会－03 月 02 日・03 号]

◆ 21 番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21 番芝田一議員。

◆ 21 番（芝田一君） 御答弁ありがとうございました。まず、新たな公民連携と公有財産の有効活用についてですが、御答弁では、国の方針は PPP・PFI を加速させる方向に動いており、本市ではサービス購入型 PFI の実績が 2 件あり、原山公園の再整備や大浜体育館建てかえ整備において検討中とのことでありました。

まず、実績としてお示しいただいた 2 例はサービス購入型 PFI であり、我が国におけるこれまでの PFI の実績の多くがこの類型に当たります。確かに事業リスクを公共が全て担い、税で賄うこの方式は、事業安定性の面ですぐれていることは明確であります。

しかし、業務委託の延長線上にあるこの方式では、今後財政状況がより厳しくなる中で最良なのかどうかは、いま一度検証する必要があると考えます。独立採算型 PFI か混合型 PFI かといった検討に加え、例えば市営住宅の建てかえ事業であれば、建てかえること自身がよいのかを議論すべきではないかと考えます。それは市営住宅のライフサイクルコストを算出し、住戸 1 戸当たりの市の負担を見た場合、市営住宅を建てかえることが有利であるのか、茨城県ひたちなか市が行っているような空き家がふえてきた市営住宅を廃止し、入居者に家賃補助を行い民間賃貸住宅移住をしていただくような形態が有利なのか、そこまで検討することが必要であり、こうした幅広い視野を持てることも公民連携のメリットであると考えます。

また、公園整備においても民間の提案を取り入れ成功している例として、京都市の梅小路公園が注目されております。水族館、博物館、市電広場やパークカフェ、公園ウエディングや夜間のレストラン営業も盛り込み、今や年間 470 万人が訪れ、にぎわっているようです。

いずれも市と市民、事業者のそれぞれにメリットがある PPP・PFI の進め方であり、現在検討いただいている原山公園の再整備や大浜体育館建てかえ整備にも大いに期待するところであり、要望もいたしたいと思えます。

ここで視点を変えてお尋ねいたしますが、国は固定資産台帳を公表することで民間の提案をより受け入れやすくすることや、公共施設等総合管理計画の中で積極的に PPP・PFI の取り組みを推進することをうたっております。本市の公有財産の活用面で公民連携をどう考えているのか、お示しをいただきたいと思えます。

◎財政局長（田中昇治君） お答えさせていただきます。

本市の有する公共施設などを維持管理または更新するに際しまして、公民連携の取り組みを活用することは 1 つの有効な方法であると認識をしております。こうした観点から、現在作成中でございます堺市公共施設等総合管理計画の案におきましては、いわゆる箱物資産及びインフラ資産の管理に関する基本的な考え方として、それぞれにつき PFI 事業

を初め、公民連携の導入について検討する旨明記をしているところでございます。

また、公共施設などの情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながると予想されるところでございまして、こうした観点から、公共施設などに関する情報の公開の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

固定資産台帳につきましては、公共施設などの状況把握やそのあり方の検討などに活用する予定でございます。

今後さきに述べました公共施設等総合管理計画を上位計画といたしまして、各担当部署が策定または改定をいたします個別の計画におきまして、公民連携を含めた利活用について検討を行う予定でございます。計画的に公共施設などの管理・活用を進めていくという考えでございます。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） PPP・PFIによる公民連携の促進には地方公会計の整備は欠かせないものであり、それは固定資産台帳を公表することで民間企業からPPP・PFIに関する積極的な提案がなされることも期待しての措置であります。こうした視点をまず持っていただきたいことを指摘しておきます。

また、公共施設等総合管理計画については、公と民の役割分担などの観点から、PFI事業を初めとするPPPの導入を検討し、公民のパートナーシップを進めますとの記述しかございません。ここは単に公民の役割分担の観点だけではなく、何よりもまず大きな財源確保の観点を忘れずに御検討いただきたいところであります。

さらに、具体的な取り組みについては、それぞれの担当部署が策定していくとのことでもあります。

しかし、私どもはこの点を疑問視しております。今我が国にはインフラ投資市場が誕生しようとしております。この市場には建設と金融の融合と官と民の連携という2つの側面があり、順調に発展すれば大きな経済波及効果をもたらすだけではなく、老朽化した社会資本の有力な資金源になる可能性を秘めております。いち早くこうした動向を見きわめ本市の取り組みに活用していくには、資産運用や資金調達に至る専門的な知見も必要になってまいります。他市の事例調査や国とのパイプも重要になってくるわけでもあります。

確かに事業そのものは各担当部署が策定、実施されることはそのとおりであると思いますが、新たな公民連携やPPP・PFIの可能性や財政も含めた事業スキームの検討、計画策定は専門組織で実施すべきではないかと考えます。外部人材も取り入れて新しい官民連携、PPP・PFI推進を組織横断的に機能する専門部隊を組織していただくことを提案、要望しておきますので、どうか御検討いただきますようお願いをいたします。

先日会派で東京の豊島区、渋谷区に調査に行つてまいりました。簡単にその内容を紹介しますと、渋谷区では公有地に定期借地権を設定し、その権利を民間に売却、そこで得られた資金で本庁舎と渋谷公会堂を建設し、民間はその敷地にマンションを建設し、資

金を回収するというものであります。豊島区も同様に公有地に定期借地権を設定し、その権利を売却、その資金で再開発した床を購入し、新区役所本庁舎にしたもので、役所の上には高層マンションがそびえ建つというものであります。いずれも区の負担なしで事業を推進している点では、新たな公民連携の事例でありました。

この項目での質疑を整理して重ねて申し上げますと、官民連携の視点で維持管理コストの大幅な圧縮を行い、その財源を他に振り分ける。同時に新たな施設や統廃合した施設跡で民需を喚起することで、そこからもたらされる雇用や企業活動全般的による経済効果によって税収を上げ、より多くの財源確保をめざしていく。そこには市、市民、民間事業者が全てウイン・ウインの関係になることができる、そのような取り組みを行っていただくことを要望し、この質問を終わります。

次に、新たな市民協働について堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針の改正の趣旨、取り組みの答弁をいただきました。本市のさまざまな団体や市民一人一人が市民活動の活性化の当事者、協働のパートナーであるという意識を共有することが大切であり、それを下支えする行政の方向性を示したとありました。

答弁にあるように、さまざまな主体が連携、協働することは今の社会背景から見て、ますます必要であることは論を待ちません。しかし、協働の重要な基本は、個々の市民が課題解決に向けた意識を醸成することであり、そしてさまざまな市政に参加がなされていくことが重要と考えます。

そこで質問ですが、改正の基本方針では、この市民に焦点を当てた取り組みはどのように示されているのか、お答えください。

◎市民人権局長（谷口裕子君） 市民の現状分析の中で、6割以上の市民が市民活動に関心がある一方で、時間的制約や経済的負担、市民活動情報が少ないなどの理由で参加に至っていないということがデータとしても明らかになっております。

こういった中、基本方針では、施策の方向性の1つに市民活動への理解と参加の促進を掲げ、市民活動団体を初め、地域にかかわる全ての人々が市民活動への関心を高め、お互いの特性を理解した上で連携・協働に取り組むという意識の醸成を図っていくということにしております。

具体的には、若年層の社会参加意識の醸成を図るため、大学と連携した学生の市民活動への参加促進や積極的な市民活動情報の提供などによる市民活動の裾野を広げていく取り組みなどをお示ししているところでございます。

また、基本方針に示す施策を推進するため、従来の考え方や前例にとらわれず、市民活動への理解をさらに深めるため、職員の意識改革と能力開発や庁内における市民活動に関する情報の共有化と連携の強化などに取り組んでいくことをお示ししているところでございます。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 6割以上の市民が市民活動に関心があり、また約4割の方が市民活動に関心がなく、関心があっても参加しない状況のデータがあるとお聞きいたしました。そういった市民への働きかけこそ市民協働を活性化し、前進するために重要と考えます。多様な主体の連携・協働を進めることとあわせて、今申し上げました市民の行政への参加促進により市民協働が一層進み、まちづくりに効果があると思っておりますが、この点はどのように考えているのか、お示してください。

◎市民人権局長（谷口裕子君） 本市が将来にわたり発展を続け、市民の幸せを実現していくためには、市民力を活用したまちづくりを進めていく必要があると考えております。そのためには、まちづくり全般にわたり、全庁を挙げて市民参加・市民協働を積極的に推進する必要があると考えております。

これまで本市は、堺市の施策事業における市民参加ガイドラインに基づきまして、市民参加を進めるための基本姿勢や方法などをお示しし、市民参加を前提とした取り組みを推進しているところでございます。

具体的には、市長が直接市民と対話する市長の「ふれあいトーク」を初め、市民からの意見が寄せられる市民の声やパブリックコメント制度など、目的や段階に応じて市民の意見を市政に反映しているところでございます。

市民が主体的に加わり意見を述べ、提案し行動することは、事業の円滑な推進や行政施策の選択肢の増加、公共サービスの質の向上などにつながるとともに、多様化する市民ニーズにも適切にきめ細かく対応できるものと考えております。今後の人口減少などを見据え、市民に密着した基礎自治体としての役割を適切に担うとともに、誰もが市民参加・市民協働に関心を持ち、また気軽に参加できるよう、多様な主体同士の連携・協働や行政のあらゆる場面での市民参加を全庁を挙げて積極的に進め、持続可能な都市経営を確立していきたいと考えております。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 誰もが市民参加・協働に関心を持ち、また気軽に参加できるよう多様な主体同士の連携・協働や行政のあらゆる場面での市民参加を全庁を挙げて積極的に進めるとございましたが、大変ハードルの高い取り組みと思えます。現在市民から行政への働きかけは、堺市の施策事業における市民参加ガイドラインに基づき取り組まれておりますが、内容はさまざまであるとお聞きしております。もっとハードルを下げて気軽に参加できる仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

参考事例ですが、以前に我が会派より質問いたしました千葉市のちば市民協働レポート、通称ちばレポのように、スマートフォンなどを活用し、市民が地域の公共の構造物、例えば道路、公園の構造物などのふぐあいを位置情報つき写真で投稿する取り組みがございました。こういった気軽に市政とかかわることで、協働への参加意識の醸成につながることも可能になると考えます。また、冒頭に申し上げました職員数の減少に関連してふえる仕事

量の効率化につながることもできます。

ともあれ市民協働に参加する市民をふやし、その活力をまちづくりに生かしていく堺市版の仕組みづくりを行っていただくことを要望して、この項の質問を終わります。

次に、若者雇用支援についてであります。今回の若者雇用促進法の改正には、事業主による募集・採用等の職場情報の提供義務化や、ハローワークにおいては一定の労働関係法令違反があった事業所からの新卒求人を受け付けないことができるなどの内容を盛り込まれたことから、ブラック企業対策が強化されるものであると期待をしております。

また、さかいJOBステーションにおいては、過去5年間の実績としては施設の新規登録者数は1万6,881人、就職決定者数は8,373人となっており、1万3,757人の就職が決定したことはすばらしい結果だと評価をいたします。今後も引き続き若者の相談窓口として親切丁寧な就労支援を行っていただくようお願いいたします。

そこで今回の法改正に関連して、次年度に向けて本市の若年者の就労支援についてお示しをください。

◎産業振興局長（野口徹君） 新卒者などの雇用情勢は改善傾向にはございますが、離職率が依然として高い状況でございます。

そうしたことから、今年度、積極的に人材の採用を行っている市内中小企業に対しまして、国の雇用創出基金を活用した若年就業者定着支援事業を実施いたしました。その結果でございますが、実施対象企業15社につきまして、若年者の離職率が事業実施前には約3割を超えていたところ事業実施後には1割程度まで軽減するなど、若年者の定着に成果を上げることができました。

新年度につきましては、今年度の成果や法改正の趣旨を踏まえまして、市内企業へ幅広く事業成果の発信を行うなど、当該事業の内容を拡充いたしまして市の独自事業として実施を予定しており、定着率向上と魅力ある職場づくりを推進してまいります。

今後とも法改正の趣旨を踏まえ、大学や関係機関などとの連携をさらに強化いたしまして、若年者の雇用促進や能力を有効に発揮できる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 次年度に向けた取り組みとしては、国の雇用創出基金を活用しての若年就業者定着支援事業の内容を拡充して市独自事業として実施を予定しているとのこと。さらに雇用の定着率向上につながるようお願いいたします。

また、法改正の趣旨を踏まえ、大学や関係機関等との連携をさらに強化し、若年者の雇用の促進や能力を有効に発揮できる環境整備に取り組んでまいりますと局長より力強い御答弁がありましたので、若者の雇用支援がさらに進んでいくと期待いたします。

次に、若者の職業的自立支援を行う堺市若者サポートステーションについてですが、設置されてから1年9カ月が経過し、本年度は1月末までの10カ月間で新規登録者数は9

5人で昨年度比1.5倍、就職決定者数は43人で同2.5倍となり、順調に成果を上げたとのこと。設置当初は、数字に反映しにくい成果も多くあるところから心配をしておりましたが、累計で60人の就職決定につなげていただいたことは評価いたします。

そこで、就職につながった具体的な成功例を幾つか報告していただき、あわせて今後の展望についてもお示しをください。

◎子ども青少年局長（吉浦松和君） 就職につながった具体例でございますが、大学卒業時、新卒採用がうまくいかず、その後、就労したものの精神的にしんどくなり引きこもっていた方が、若者サポートステーションのセミナーを経て事務の就労体験から自信を取り戻し、相談開始から10カ月で学童保育のアルバイトを始め、当初は1カ月半の雇用であったものが、その働きぶりが認められ期間延長となったケースがございます。

また、中学卒業後12年間引きこもり、こころの健康センターを經由して若者サポートステーションにつながり、相談開始から8カ月で就労体験先であった運送会社に採用され、今では会社からなくてはならない存在だと評価されているケースなどもございます。

若者サポートステーションは厚生労働省に毎年認定申請しなければならず、現在国の審査中でございますが、就労体験から自信を取り戻し就職につながるケースが多いことから、今後さらに就労体験の受け入れ先を開拓するとともに、ハローワークや堺市就労支援協会、JOBカフェなど他の就労支援機関とお互いの役割を認識の上、対象者の状況に応じて誘導し合い、1人でも多くの若者が就労できるよう連携して取り組んでまいります。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 今御紹介いただきました事例は、働きたいと強く思う気持ちで努力された結果であることはもちろんですが、その上にかかわる関係所管職員皆様の取り組みの成果であると高く評価いたします。同じ悩みを持つ若者に勇気と希望を与えるものであり、ニートや引きこもっていた若者が働くことを通して社会とつながり、自立するためにも、堺市地域若者サポートステーションは重要な役割を担っていると思います。

しかし、他市のサポートステーションと比較しますと、新規登録者数や就労体験数等では劣っている点もあるように思いますので、改善していただくようお願いいたします。

また、ニートやひきこもりの相談窓口としての知名度も低く、周知が十分ではないように思いますので、より多くの方々に利用してもらうため、このような成功事例も発信し、効果的な広報に取り組むよう要望いたします。

先ほどの御答弁にありましたが、各部局とのネットワークも構築されつつありますので、さらに産業振興局や関係部局と連携しながら、その機能を十分に発揮していただきたいと思っております。この事業で重要なのは、若者に多くの就労体験の場を提供することであり、そこで、担当課のみならず全庁的な体制で就労体験の場を創出し、提供できるような取り組みを要望いたします。そして、本市に若年無業者が1人でも少なくなる取り組みを粘り

強く行っていただくよう要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、観光戦略についてですが、新たな戦略プラン策定の御答弁では、近年の堺観光を取り巻く目まぐるしい環境の変化に総合的かつ一体的に対応でき、また、これまで推進してきた歴史文化を基軸に現状や課題を明らかにした上で方向性を定め、観光誘客による地域の活性化につながるプランを策定することです。ぜひとも戦略性のある、また数値目標も明確にし、早期に策定していただくよう要望いたします。

また、本市独自の観光資源を生かす取り組みの課題については、これまで以上の堺の観光魅力の発信や観光ネットワーク強化を挙げられました。その課題解決の取り組みとしては、堺観光の楽しみ方を見る、買う、食べるの観点から種々施策を推進し、サイン表示の整備や庁内関係部署と連携し、アプリを活用した情報提供に積極的に取り組むとのことあります。

しかし、課題内容や課題解決の取り組みの御答弁の内容は物足りません。そもそも本市の持つ独自の観光資源を最大限に活用するためには、観光資源の潜在力を再認識することから始まり、その資源の魅力再発見やその見せ方、魅力ある観光プランの開発、既存の土産物の販売など多くの課題があると認識しております。そして、その課題解決に向けての取り組みが急務であると考えております。ぜひとも戦略プラン策定内容にしっかり盛り込んでいただくようお願いをしておきます。

インバウンドの行動分析と情報収集の取り組みと活用については、御答弁以外にも経産省が昨年12月に公開している全国のホテルや旅館についての過去2年分の宿泊履歴と6カ月前の予約状況のデータなどの活用や、5月に公開予定の日本を訪れた外国人客の移動や買い物の履歴に関するデータ収集などの行動情報を掛け合わせ、活用することもあわせて要望しておきます。

最後に、観光庁の最新データの紹介で、定住人口1名の減少を外国人旅行者9名の誘客で代替できるとの試算を示されました。観光を生かし、市内消費につなげることの重要性の認識も示されました。御答弁のとおり空前的インバウンド需要、好機を本市の財政に大きく寄与する取り組みを要望いたします。

そのために、外国人旅行者の利便性向上の受け入れ環境の整備を初め、あらゆる手段を講じていく必要があると考えます。本市の財政を支える観点からも全庁挙げて、またスムーズな部局間連携も行い、観光施策事業を推進していただくことを要望し、この項目の質問を終わります。

次に、堺市民芸術文化ホールについてですが、御答弁いただきました。初めに指定管理についてであります。施設運営の効率性・機動性の観点から指定管理者制度を導入し、それにふさわしい相手として公益財団法人堺市文化振興財団を非公募にて選定したとありました。第2回文化観光局指定管理者候補者選定委員会の会議録によれば、事務局から非公募理由等の説明に対して選考委員4名の全ての委員が文化振興財団を非公募で指定することに賛成するとの考えを示されています。

しかし、選考委員からは、文化振興財団を選んだ理由がもう少し必要ではないか、他の運営主体を当たってみるべきだとかの議論はされたのか等の意見も出されています。それらに対する事務局答弁は余りにも薄く短い答弁であり、十分な議論がなされたとは言えません。

また、採点集計表の市の施策に整合する取り組み実績等は32点満点でゼロ点であります。このように非公募で競争原理が働かない中での選考であり、比較する対象がない上でのよしあしは言えません。

民間事業者は採算性を重視しなければならず、公益性は担保できなくなります。言い換えれば、財団では公益性を重視できますが、採算性は担保できず、もうかる事業ではないということです。それは同規模の施設の中で一部は民間があるものの、ほとんどが非公募にて外郭団体が担っています。制度上無理なことはわかっておりますが、民間事業者に赤字は税金で補填しますと言えば多くの手が挙がるでしょう。J-GREEN堺の指定管理者のように経験とノウハウを取り入れ、少しでも税金による補填をなくそうとする知恵と努力を財団に求め、所管課と一体になって取り組むことを望みます。

次に、施設の建築工事についてであります。入札参加資格の変更や建設工事の経費縮減を図るための技術提案方式、VEの実施、それに伴う舞台設備関係の先送りなどで、再びの不調を避けるとのことであります。

しかし、群馬県高崎市また神奈川県小田原市、茨城県水戸市の例に見られるように、人材不足、資材価格の高騰、標準積算と見積価格の差異など建設業を取り巻く環境の変化に自治体が追いつかない状況であります。このたび予定価格約89億円余りとし、それに伴う附帯工事についても予定価格が公表されました。昨年の轍を踏むことなく、4月14日の開札日を迎えることを望みます。

いずれにしても、この堺市民芸術文化ホールはソフト・ハードともにゴールが平成30年秋ごろと決まっております。建設工事期間も27カ月間要するとのことです。逆算すれば時間的な余裕はなく、正副議長、正副議運を中心に議会としての協力体制も考えていただいております。どうか無事故ですばらしい堺市民芸術文化ホールが開館することを望みまして、この項の質問を終わります。

空き家対策について、堺市の現状として実態把握調査や老朽危険家屋について指導を行っていることと答弁がありました。参考までに空き家対策の他市事例を紹介しますと、大阪市では来年度から全区役所に相談窓口を設置、また区役所に必要な部署を集めた対策チームを組織することや空き家対策計画を策定するとの報道が2月3日付の読売新聞でなされておりました。

そこで、本市は空き家問題について今後どのように取り組んでいくのか、お示しをください。

◎建築都市局長（島田憲明君） 空き家の相談は、空き家特措法施行以前から各区役所や関係部局が直接相談を受け、各所管が必要に応じて連携して所有者調査や助言・指導など

の対応を行ってきたところでございます。

今後は関係部局の連携をより一層強化することが必要であるため、来年度に関係部局で構成する空き家対策のプロジェクトチームを新たに立ち上げ、空き家情報の一元管理と困難事案への一貫した対応を進めてまいります。さらに、崩壊により他に危険を及ぼすおそれ大きいなど緊急な対応が必要な場合は緊急対策チームを編成してまいります。

また、泉北ニュータウンでは、泉北ニュータウン再生指針において高齢者世帯の住みかえ支援や空き家の活用を進めることがうたわれており、現在泉北ニュータウン住宅リノベーション協議会において戸建て住宅ストックの流通に向けた取り組みを進めております。さらに来年度は、今年度実施している泉北ニュータウン全域での空き家の実態調査の結果を踏まえ、泉北ニュータウン全域を対象とした空き家等対策計画を策定し、空き家の発生の予防、適正管理、除却、流通、利活用など総合的な対策を行ってまいります。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 来年度に関係部局で構成する空き家対策のプロジェクトチームを新たに立ち上げ、空き家情報の一元化と危険家屋、環境、衛生や景観等の困難な事案に一貫した対応を進めていくということでした。庁内関係部局の連携が一層強化されると思われませんが、着実に進めていただくようお願いいたします。

また、泉北ニュータウンの戸建て住宅ストックの流通に向けた取り組みは、まだまだ事例も少なく、施策としては効果が出ていない状況です。

しかし、今後泉北ニュータウンにおいて急速に戸建ての空き家が増加するものと思われるので、将来を見据えた対策として、戸建て住宅については空き家発生の予防や適正管理などの総合的な対策と並行して、空き家の利活用を目的に泉北ニュータウン全域を対象とした空き家等対策計画の取り組みを実効性あるものとして全市のモデルとなるよう鋭意取り組んでいただくよう要望いたしまして、この項の質問は終わります。

最後の項目ですが、チーム学校が求められる背景について答弁がございました。社会や経済の変化に伴い家庭や地域社会が変容し、教育等に係る課題が複雑多様化しており、学校や教員だけの対応では十分な解決が図りにくくなっているとのこと。加えて、我が国の学校や教員は欧米諸国の学校と比較すると多くの役割を担うことを求められており、役割や業務を際限なく担うことになっているとありました。そのために、教員の本来業務である授業等の教育活動に専念できるよう、他の専門スタッフと連携・分担する体制を整備して組織的な学校運営を行うことを求めています。

そこでお聞きします。チーム学校を実現していくための視点をお示してください。

◎教育次長（登り山正嗣君） チームとしての学校を実現するために3つの視点があるとされております。

まず、教員が学校や子どもたちの実態を踏まえ学習指導や生徒指導などに取り組むため、

指導体制の充実に加えて、心理や福祉などの専門スタッフについて学校の職員として組織内容などを明確化し、質の確保と配置の充実を進めるべきであるとされております。

また、チームとしての学校が機能するよう、管理職などにすぐれた人材を確保するための取り組みを推進するとともに主幹教諭の配置促進や事務体制の充実などにより、学校のマネジメント機能を強化することとされております。

さらに、教職員一人一人が力を発揮できるような環境整備、すなわち教育委員会や校長が人事評価や表彰制度などを有効に活用し、人材育成に取り組むとともに、教職員がみずからの力を十分発揮できるように学校の業務改善を推進していくべきであるとされております。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） チーム学校を実現していくために専門性に基づく組織構築、学校のマネジメント機能の強化、学校の業務改善と3つの視点が示されているとのこと。

これらの視点を受け、本市の認識と取り組む方向性について、あわせて課題についてお答えください。

◎教育次長（登り山正嗣君） 本市の教育大綱では、家庭、地域、学校、行政が連携し、支え合う教育システムの強化が重点方針に示され、区教育・健全育成会議と相談窓口が核となって家庭や地域の教育力を高め、オール堺で子どもの育ちを支援していくこととしております。

また、第2期教育プランにおきましては、推進に当たっての基本視点として横に広がる教育の推進を掲げ、学校マネジメント力の向上の観点から保護者や地域住民が学校経営に参画するなど、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築するとともに、めざす学校像においても子どもの未来をつくる学校を掲げ、教職員と多様な専門家が連携・協働し、チーム力を発揮して課題にチャレンジしていくこととしております。

平成28年度当初予算でもスクールソーシャルワーカーや支援学級つき介助員の拡大を図るなど、チーム学校として対応し、教員が子どもと向き合う時間や教材研究のための時間確保を図るため、約4億2,000万円を計上しているところでございます。

課題といたしましては、管理職のリーダーシップやマネジメント能力の向上といった学校のマネジメント力がこれまで以上に求められることになると考えております。加えて、これまでとは違った学校組織の姿をイメージできる教職員の意識・行動の改革が求められていると認識しております。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 御答弁では教育大綱や第2期教育プランの中で、この視点も盛り込まれているとのこと。あわせて、スクールソーシャルワーカーや支援学級つき介助員の拡充など、チーム学校として対応できるように努めているとの答弁もありました。こ

これらの拡充については私たちも要望してきたところであり、大いに評価するところであり
ます。

大切なことは、これらの人材をいかに有機的に組み合わせ、組織として力を発揮させて
いくことです。区教育・健全育成会議も含め、組織としてのチーム学校をどう再構築して
いくかが問われています。具体的かつ実効性あるチーム学校への組織構築をどのように考
えているのか、お示してください。

◎教育次長（大上高司君） 区教育・健全育成会議を含め、チーム学校への組織構築につ
いてでございますが、区教育・健全育成会議全体の仕組みは、まさに区役所と教育委員会
が連携を密にして学校教育を取り巻く環境の整備を推進することにあります。今年度の区
教育・健全育成会議においては、子どもと向き合う時間の創出について、学校と区役所が
複雑で困難な案件などについては弁護士などの専門家も交えてチームとして問題解決に向
けて連携し、学校教職員に対して負担軽減を図る必要があるという提言を出された区もご
ざいます。次年度以降も提言を踏まえ、教育委員会といたしましては区教育・健全育成会
議及び相談窓口の取り組みが実効性を伴う形になるよう、各区と連携してサポートしてい
きたいと考えております。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 区教育・健全育成会議をサポートしていくとのこと。それだ
けで本当に解決できるのでしょうか。今後の教育課題の解決については子育てや福祉部局
との連携が必要で、以前から教育委員の皆様からも指摘されているところであります。チ
ーム学校の構築は、これらの組織を有機的に実効性あるものにしていくことです。改めて
教育委員会の見解をお聞かせください。

◎教育次長（大上高司君） 今年度の区教育・健全育成会議においては、地域や家庭、就
学前後のつながりといったことをテーマに議論された区が多くございました。区教育・健
全育成会議からいただいた提言等は各区の実情を踏まえたいわゆるボトムアップ的なもの
でございますが、市全体の教育行政を進める上でも意義のあるものでございます。特に昨
今の教育課題を解決に導いていくためには、子育てや福祉部局との連携は欠かせないもの
となっております。

こうした区教育・健全育成会議から提言などをきっかけに、教育委員会を初め、子ども
にかかわる部局が一体となって取り組み等を組織的にバックアップすることで相乗効果が
得られるものと考えております。加えまして、市長と教育委員会の協議・調整の場である
総合教育会議などで学校教育、児童福祉、青少年の健全育成といった枠にとらわれず、子
どもの育みをトータルでサポートするような取り組みを議論することも1つの方法と考
えております。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○副議長（宮本恵子君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 区教育・健全育成会議の答申で就学前後のつながりが議論されたとのこと。提言は大変重要で、真摯に受けとめるべきと考えます。つながることはチーム学校への進展の基礎となります。教育委員の御指摘である教育と福祉の連携も大変重要と考えます。

もう少し具体的に申し上げますと、子どもに関する問題は、就学前は子ども青少年局が、就学後は教育委員会が、福祉分野は健康福祉局が、教育大綱策定は市長部局が、子どもにかかわる部局が多岐にわたり情報が共有されず、組織としての機能が十分果たせていないのが現状であります。つながる、連携を具現化することが組織としてのチーム学校を構築することになります。

御答弁いただきましたように、総合教育会議などで議論することも1つ方法とありました。1つの方法ではなく、市長の強いリーダーシップで、ぜひとも総合教育会議で取り上げていただきたいと思います。各局の障壁を取り除くことはチーム学校への第一歩となります。このことが貧困の連鎖を断ち切り、教育の充実につながっていくと思います。

詳細については文教委員会で議論することとし、私の大綱質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。